

(その1)

収支報告書

(ふりがな) さんせいとうおかやまだいいちしぶ

1 政治団体の名称 参政党岡山第1支部

2 主たる事務所の所在地 岡山市北区平和町6-1

3 代表者の氏名 栢菅 聡

4 会計責任者の氏名 本郷圭子

事務担当者の氏名 本郷圭子

電話番号 086-225-0308



解散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、様式その1、その2、その17及びその20のみ提出してください。

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 (現・候)

(※)選挙区名

資金管理団体の届出をした者の氏名

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

令和 04 年分 ※該当箇所には☑をすること。

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 4年 4月 22日 から

令和 4年 10月 20日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円	5	4	7	7	2	6	1
(前年からの繰越額)											0
(本年の収入額)					5	4	7	7	2	6	1
支 出 総 額					3	4	0	3	3	6	9
翌年への繰越額					2	0	7	3	8	9	2

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額	十億	百万	千	円					5	2	0	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)											2	6

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額										備 考
(ア) 個人からの寄附	十億	百万	千	円	7	9	2	8	8	1	
(うち特定寄附)											0
(イ) 法人その他の団体からの寄附											0
(ウ) 政治団体からの寄附					3	0	0	0	0	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)					1	0	9	2	8	8	1
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)											0
イ 政党匿名寄附											0
合計 (ア + イ)					1	0	9	2	8	8	1

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入												
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額						年 月 日			主たる事務所の所在地	備 考	
	十億	百万	千	円	分	厘	年	月	日			
参政党 本部		1	0	0	0	0	0	4	6	7	東京都港区麻布台2丁目2-12 三貴ビル 3階	
参政党 本部		2	0	0	0	0	0	4	6	14	東京都港区麻布台2丁目2-12 三貴ビル 3階	
参政党 本部		1	0	0	0	0	0	4	8	12	東京都港区麻布台2丁目2-12 三貴ビル 3階	
参政党 本部			3	7	7	0	0	4	10	17	東京都港区麻布台2丁目2-12 三貴ビル 3階	
この頁の小計			4	3	7	7	0					
合 計			4	3	7	7	0					

(注1) 当該交付金については、「政治団体からの寄附」又は「その他の収入」には計上しないこととなります。
(注2) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）からの交付金が複数ある場合は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れてください。「合計」欄は最終頁に記載してください。

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	①.個人	2.法人・その他の団体	<input checked="" type="radio"/> 政治団体					
寄附者の氏名(又は名称)	金額					年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考				
高野由里子			7	9	28	8	1	4	7	23	兵庫県尼崎市浜田町5丁目15-3		
この頁の小計			7	9	28	8	1						
その他の寄附													0
合計			7	9	28	8	1						

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。
(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注3) 「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 同一本部・支部(選管等へ届け出たものに限る。)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分		1.個人 2.法人・その他の団体 <input checked="" type="radio"/> 3.政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金 額					年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円	分				
参政党広島支部			3000000			4715	広島県福山市御幸町中津原1023-4	大岡奈美子	
この頁の小計			3000000						
その他の寄附									
合 計			3000000						

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。
(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注3) 「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 同一本部・支部(選管等へ届け出たものに限る。)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額				備 考	
	十億	百万	千	円	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費						
(1) 人 件 費						
(2) 光 熱 水 費						
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				5 8 9 5 0		
(4) 事 務 所 費				2 9 6 0		
小 計				6 1 9 1 0		
2 政 治 活 動 費						
(1) 組 織 活 動 費				1 4 6 0 6 0		
(2) 選 挙 関 係 費				1 0 8 1 4 6 6		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費				1 3 9 3 3		2 (3) にはア～エの計を記載のこと
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費						
イ 宣 伝 事 業 費				1 3 9 3 3		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費						
エ そ の 他 の 事 業 費						
(4) 調 査 研 究 費						
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				2 1 0 0 0 0 0		
(6) そ の 他 の 経 費						
小 計				3 3 4 1 4 5 9		
合 計				3 4 0 3 3 6 9		

(注) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。併せて（その16）に記載が必要です。

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分			備品・消耗品費		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	令和						
この頁の小計						0					
その他の支出						58950					
合計						58950					

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分			事務所費		
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
	十億	百万	千	円	令和										
この頁の小計														0	
その他の支出														2960	
合 計														2960	

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分			組織活動費 (支部長研修)					
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)			備考		
	十億	百万	千	円	年	月	日					
支部長研修出張費			420	40	4	8	16	(株) ローソンエンタテインメント	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー17F			
支部長研修出張費			489	80	4	9	13	(株) JTB 岡山表町店	岡山県岡山市北区表町1-7-36 JTB岡山ビル			
この頁の小計			910	20				(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。				
その他の支出			944	40				(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。				
合計			1004	60				(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。				

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分			組織活動費 (タウンミーティング)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
	十億	百万	千	円						令和
この頁の小計									0	
その他の支出									41060	
合計									41060	

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		組織活動費 (党員交流会)				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
	十億	百万	千	円	令和					
この頁の小計										0
その他の支出				4540						0
合計				4540						0

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分			選挙関係費 ()			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)		備考	
	十億	百万	千	円	令和					
選挙カーレンタル代			518796		4	6	28	井上電機株式会社	岡山県岡山市中区倉富403-7	
選挙カーレンタル代			504204		4	7	13	井上電機株式会社	岡山県岡山市中区倉富403-7	
ポスター貼り保険			44880		4	6	20	三井住友海上火災保険	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上駿河台ビル	
この頁の小計			1067880							
その他の支出			13586							
合計			1081466							

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分			宣伝事業費 ()			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
	十億	百万	千	円						
この頁の小計										0
その他の支出										13933
合計										13933

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分			寄附・交付金 (寄附金)				
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考				
			十億	百万	千	百	十	元	角	分							
寄附				2	1	0	0	0	0	0	4	6	14	高野由里子	兵庫県尼崎市浜田町5丁目15-3		
この頁の小計										0							
その他の支出				2	1	0	0	0	0	0							
合 計				2	1	0	0	0	0	0							

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

有

無

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5年 4月 20日

政治団体の名称 参政党岡山第1支部

会計責任者の氏名 本郷圭子 

※解散する場合以外は、代表者の氏名は記入しないでください（通常は未記入となります。）。
※解散する場合であっても、解散する年の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名 _____

※解散の場合は、解散届も必要となります。

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者本人及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和5年4月20日

参政党岡山第1支部

代表 栢 菅 聡 殿

登録政治資金監査人 小橋 仙敬



登録番号 第677号

研修修了年月日 平成22年3月19日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、参政党岡山第1支部の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、参政党岡山第1支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると小橋仙敬が判断したため、小橋仙敬の事務所（岡山市北区野田屋町二丁目11番20号おかやま信用金庫野田屋町支店3階）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

参政党岡山第1支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上